

§ 2 予防接種

感染症予防対策の一環として、予防接種法に基づく予防接種を主に川崎市医師会の協力を得て次のとおり実施している。

本市における予防接種の方式は、平成7年度から定期予防接種として3(2)種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)MR、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種により実施している。急性灰白髄炎(ポリオ)については、集団接種により実施していたが、平成24年9月1日の省令改正により、不活化ポリオワクチンが定期予防接種となったことから個別接種へと移行し、集団接種は終了となった。また、平成24年11月1日の省令改正により、4種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)が定期予防接種となり、個別接種で実施となる。インフルエンザについては、平成13年度の予防接種法改正により個別接種で実施している。

また、平成23年4月1日からは、予防接種法に基づかない予防接種の中で特に接種促進に対する国民の要請が高い子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、厚生科学審議会(予防接種部会)における意見書や国際動向、疾病の重篤性等を考慮し、国のワクチン接種緊急促進事業実施要領に基づき公費助成を実施している。

表91 予防接種
定期予防接種

種 別			実施時期	対 象 年 齢	標準的な接種年齢
個別接種	1 類 疾 病 予 防 接 種	4種混合 3(2)種混合 (ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風)	1期初回 1期追加 2期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく) 11歳以上13歳未満の者	生後3月から12月に達するまで 初回終了後12月から18月に達するまで 11歳から12歳に達するまで
		不活化ポリオ	初回接種 追加接種	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく)	生後3月から12月に達するまで 初回終了後12月から18月に達するまで
	2 類 疾 病 予 防 接 種	MR (麻しん 風しん)	1期 2期 3期 4期	生後12月から24月に至るまでの間にある者 小学校入学前1年間(3/31まで) 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	- - - -
		日本脳炎 ¹	1期初回 1期追加 2期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(2回)接種終了後おおむね1年の間隔をおく) 9歳以上13歳未満の者	3歳から4歳に達するまで 4歳から5歳に達するまで 9歳から10歳に達するまで
	集団接種	急性灰白髄炎 (ポリオ) ²	上半期 下半期	春秋 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月から18月に達するまで
個別接種	2 類 疾 病 予 防 接 種	インフルエンザ	10月1日 ～ 12月31日	満65歳以上の者 満60～65歳未満の者であって心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害及び H I Vによる免疫機能障害を有する者	毎年度1回

- 1 平成23年5月の政令改正により、平成17年5月から積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者＝「特例対象者」)に限り、第1期及び第2期の接種のうち接種が終了していない分について、20歳未満まで定期予防接種として受けられるようになった。また、平成25年2月1日の政令改正により、特例対象者が、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者に拡大された。
- 2 平成24年9月1日の省令改正により、不活化ワクチン(個別接種)へ移行となったことから、集団接種は上半期で終了となった。

子宮頸がん等ワクチン接種

種 別		実施時期	対 象 年 齢	標準的な接種開始年齢	接種回数等
個別接種	子宮頸がん予防ワクチン ³	通年	13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性	中学1年生(13歳相当)	3回接種 (サーバリックスを接種する場合、1回目を0月として以降、1、6か月後 ガーダシルを接種する場合、1回目を0月として以降、2、6か月後)
	ヒブワクチン ⁴		2か月齢以上5歳未満の者	2か月齢以上7か月齢未満	初回免疫 4週間から8週間の間隔で3回接種(医師が必要と認めた場合は3週間) 追加免疫 初回免疫終了後、おおむね1年の間隔を置いて1回接種
	小児用肺炎球菌ワクチン ⁴		2か月齢以上5歳未満の者	2か月齢以上7か月齢未満	初回免疫 27日以上の間隔を置いて3回接種 追加免疫 初回免疫終了後、60日以上の間隔を置いて標準として12か月齢から15か月齢の間に1回接種

3 平成24年度において、17歳となる女子(高校2年生相当)については、平成23年度中に本事業により接種をうけている場合には、対象となる。

4 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始年齢によって接種スケジュール(回数及び間隔)が異なる。

資料：健康安全部健康危機管理担当